

熱海市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月18日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第9号

熱海市都市公園条例の一部を改正する条例

熱海市都市公園条例（昭和41年熱海市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2 有料公園施設の表姫の沢公園の項に次のように加える。

| |
|----------|
| ビジターセンター |
|----------|

別表第2の2 有料公園施設の表姫の沢公園の部に次のように加える。

| | | |
|----------|----------------|--------------|
| ビジターセンター | 1月4日から12月28日まで | 午前9時から午後5時まで |
|----------|----------------|--------------|

別表第6の2 姫の沢公園の表中

「

| 施設名 | 区分 |
|--------|-------------|
| スポーツ広場 | 営利を目的としない場合 |
| | 営利を目的とする場合 |

」を「

| 区分 |
|-------------|
| 営利を目的としない場合 |
| 営利を目的とする場合 |

」に改め、同表を別表

第6の2 姫の沢公園 (1) スポーツ広場の表とし、同表の次に次の1表を加える。

(2) ビジターセンター

| 区分 | | 単位 | 市民又は市内宿泊施設利用者 | 市民又は市内宿泊施設利用者以外の者 |
|--------|-------------|--------|---------------|-------------------|
| 多目的会議室 | 営利を目的としない場合 | 1時間当たり | 200円 | 600円 |
| | 営利を目的とする場合 | 1時間当たり | 600円 | 1,800円 |

別表第6の2 姫の沢公園の表備考3中「片面利用の場合」を「スポーツ広場の片面を利用する場合の利用料金」に改め、同表備考に次のように加える。

4 ビジターセンター多目的会議室の冷暖房設備を利用する場合の利用料金は、当該利用料金の1.5倍に相当する額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熱海市都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第1の2 有料公園施設の表姫の沢公園の項に掲げる有料公園施設（ビクターセンターに係るものに限る。）に係る新条例第26条第1項の規定により行う第10条第2項の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の相当する規定の例により行うことができる。